

民間投資活性化等のための税制改正大綱の概要

税理士法人トーマツ 公認会計士 おの ひさこ 大野 久子

平成25年10月1日、政府は、平成26年4月から消費税率を8%に引き上げることを正式決定した。これと同時に、与党からは「民間投資活性化等のための税制改正大綱」が公表された。通常の税制改正大綱は、毎年12月に決定・公表されるが、消費税率引き上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策が必要であることから、通常の年度改正から切り離して前倒しで決定したものとされている。

本稿では、その主な内容について、法人課税に関するものを中心に紹介する。

1. 生産性向上設備投資促進税制の創設

(1) 平成28年3月31日までの間の生産性向上設備等の取得等

産業競争力強化法（仮称、平成25年10月15日に第185回臨時国会に法案提出、以下同じ）の制定に伴い、青色申告書提出法人が、同法の施行日から平成28年3月31日までの間に、生産等設備（注1）を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等（注2）に該当するもののうち一定規模以上のものを取得し、国内にあるその法人の事業の用に供した（以下「取得等」という）場合には、普通償却と合わせて取得価額の100%に達するまでの特別償却又は3~5%の税額控除を選択適用できることとする。

ただし、税額控除額は、当期の法人税額の20%を上限とする。

（注1）生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は該当しない。

（注2）生産性向上設備等とは、先端設備及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備として産業競争力強化法に規定するものをいう。

(2) 平成29年3月31日までの間の生産性向上設備等の取得等

（1）と同様の措置であるが、平成29年3月31日までの間の生産性向上設備等の取得等については、取得価額の25~50%の特別償却又は2~4%

の税額控除を選択適用できることとする。

(3) 中小企業者等についての措置

中小企業者等については、対象設備を通常よりも拡大したうえ、平成29年3月31日までに取得等した特定機械装置等のうち生産性向上設備等に該当するものについて、普通償却と合わせて取得価額の100%に達するまでの特別償却又は7~10%の税額控除を選択適用できる等の強化措置をとる。

(4) 適用

平成26年4月1日前に終了する事業年度において、産業競争力強化法の施行日から平成26年3月31日までの間に対象資産を取得等した場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は控除を受けることができる。

2. ベンチャー投資促進税制の創設

(1) 概要

産業競争力強化法の制定に伴い、青色申告書提出法人で一定のものが、同法の施行日から平成29年3月31日までの間に同法に規定する特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた投資事業有限責任組合に出資をし、かつ、その組合財産となる同法に規定する新事業開拓事業者の株式等を取得した場合において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その帳簿価額の80%以下の金額について新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を認める。

この準備金は、その積み立てた翌事業年度にその積み立てた金額の全額を取り崩して益金算入する。

(2) 適用

この措置は、平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。

3. 事業再編促進税制の創設

(1) 概要

産業競争力強化法の制定に伴い、青色申告書提出法人で同法の施行日から平成29年3月31日までの間に同法に規定する特定事業再編計画の認定を受けたものが、その特定事業再編に係る特定会社の特定

株式等を取得した場合において、その特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の70%以下の金額について特定事業再編投資損失準備金の損金算入を認める。

この準備金は、その積立期間終了日を含む事業年度の翌事業年度から5年間にわたり、均等額を取り崩して益金算入する。

(2) 適用

この措置は、平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用するが、それより前に終了する事業年度において特定株式等の取得をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度においてその準備金積立相当額の損金算入ができる。

(3) 登録免許税の軽減措置の創設

同時に、産業競争力強化法に規定する事業再編計画等の認定を受けた認定事業者等がこれらの計画に基づき行う、株式会社の設立等に係る登録免許税の税率を軽減する措置を設ける。

4. 研究開発税制の延長及び強化

(1) 概要

試験研究費の税額控除については、現行、試験研究費の総額に係る税額控除に加え、増加型税額控除（試験研究費の増加額に係る税額控除）又は高水準型税額控除（平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除）の選択適用が認められている。このうち、増加型税額控除又は高水準型税額控除については、平成26年3月31日までに開始する事業年度で適用期限を迎えるため、これを3年延長したうえ、増加型税額控除については（2）の内容に改組することとされている。

(2) 増加型試験研究費の税額控除の改組

青色申告書提出法人の増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費×30%（現行5%）（増加割合が30%未満の場合には、増加割合）の税額控除を認めることとする。

5. 所得拡大促進税制の拡充及び延長

(1) 概要

所得拡大促進税制は、平成25年度税制改正により創設され、雇用者給与等支給額の増加割合が5%

以上かつ一定の要件を満たす場合に、一定の税額控除を受けることができる制度である。この税制については、適用要件が厳しいとの意見があったことから、その要件を一部緩和する等措置が取られたうえ、その適用期限を2年延長する。

(2) 雇用者給与等支給額の増加割合の要件の緩和

雇用者給与等支給額の増加割合の要件を現行5%以上とされているものを2%以上等に緩和する。具体的なパーセンテージの要件は以下の通りである。

- ① 平成27年4月1日前に開始する適用年度 2%以上
- ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度 3%以上
- ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度 5%以上

(3) 平均給与等支給額に関する要件の見直し

現行、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上とされている要件については、その計算基礎を継続雇用者に対する給与等に見直したうえ（現行は日雇い等のみを除くこととされている）、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ることに改正する。

(4) 適用

この改正は、平成26年4月1日以後に終了する適用年度について適用するが、平成25年4月1日以後に開始し平成26年4月1日前に終了する事業年度について、改正後の要件を満たす場合で、旧法による同制度を適用していない場合（すなわち、増加割合2%以上5%未満の場合等）には、平成26年4月1日以後に終了する適用年度において上乗せして税額控除をすることができる。

6. 復興特別法人税の1年前倒しでの廃止について

復興特別法人税は、東日本大震災からの復興をはかるための時限的な税として平成23年12月に創設され、その対象となる期間は平成24年4月1日以後開始する事業年度から3年間とされているが、これを1年前倒しで廃止することについて議論が行われており、その結論を平成25年12月中に出すことが記載された。

以上